

1,4-ジオキサンに係る暫定排水基準の検討 (聞き取り調査の実施について)

1. 聞き取り対象

- ・ 1,4-ジオキサンを使用する関係団体（又は企業）

2. 聞き取り内容

① 暫定排水基準の設定を要望する業種

当該業種に属する事業所数、暫定排水基準が必要な事業所数

② 当該業種の概要

- ・ 製品の概要
- ・ 製品製造工程（1,4-ジオキサンの使用用途、使用量、排出、処理工程、特定施設の有無を明確にすること。）
- ・ 製品生産量
- ・ 経営規模

③ 公共用水域への排出実態、地下浸透の実態又は可能性

- ・ 排水濃度低減状況（排水処理、使用量の削減、分離回収等）
- ・ 工程水、排水中の濃度
- ・ 排水量

④ 一律排水基準が達成できない理由及び暫定排水基準の要望値（②～④の他、必要に応じ資料を作成し要望根拠を明確にすること。）

⑤ 今後計画される対応方針、目標

（新たな排水処理技術の導入可能性、使用量の削減、代替品への切り替え、分離回収・処理等をスケジュールとともに明確にすること。）

3. スケジュール

各団体 35分程度（説明：15分、質疑：20分）

- | | |
|------------|---------|
| ① 化成品工業協会 | [資料5-1] |
| ② 石油化学工業協会 | [資料5-2] |
| ③ 日本化学繊維協会 | [資料5-3] |

4. その他

暫定排水基準の設定にあたっては、暫定排水基準の設定の有無及び下水道終末処理施設における1,4-ジオキサンの除去困難性を踏まえ、下水道業に係る暫定排水基準について検討が必要である。